3. 公契約条例(案)

七飯町の公共事業等の実施に関する基本条例(案)

七飯町は、これまで税やその他の貴重な財源による公共事業の執行、補助事業の実施等により地域の発展と福祉の向上に努めてきた。

これにより、町内の道路網や上下水道、コミュニティ施設等公共施設の整備が図られ、地域の生活水準は 大きく向上した。

しかし、近年、公共事業における価格のみを基準として事業者を選考する手法は、低価格競争による品質の低下や労働環境の悪化等が危惧されている。

町は、このような問題を解消するため、自らが地域社会の先頭に立って努力する責任を負っており、また、町民との協働のまちづくりを推進するうえでは、地域社会を構成する一員として事業者や町民の協力も欠かせないものとなっている。

そのためには、七飯町が締結する契約又は補助事業に関しては、事業者や町民の協力を仰ぎ、価格と品質、環境や雇用、福祉、男女平等参画、公正労働等を総合的に判断し、それらを実施する必要がある。

そこで、七飯町が締結する契約又は補助事業の実施に関し、基本的な考え方を明らかにするとともに、だれもが安心して暮らせるまちづくりを推進するため、本条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、七飯町(以下「町」という。)の公共事業等の実施について、その基本理念、町と事業者及び町民の責務などの基本的な事項を定めることを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - (1) 公共事業等 町が締結する契約又補助事業をいう。
- (2) 契約 町が締結する請負、委託及び物品購入その他の契約をいう。
- (3) 補助事業 町が補助金を交付して実施する事業をいう。
- (4) 事業者 公共事業等を実施する者をいう。
- (5) 町民 町内に居住する人、町内で働く人、町内で学ぶ人、町内で事業を営む人及び町内で活動を行う団体をいう。
- (6) 社会的価値 町民が安心して暮らせる町づくりに必要な環境、福祉、男女共同参画及び公正労働等をいう。

(基本理念)

第3条 町及び事業者は、公共事業等の実施に関し、町民の協力の下で相互に協力し社会的価値の実現に努めなければならない。

(町の青務)

- 第4条 町は、前条に掲げる基本理念の実現のため、公共事業等を実施する際には、価格や品質並びに社会 的価値の向上など総合的な優位性を検証して執行しなければならない。
- 2 町は、公共事業等の執行経費が公金でまかなわれていることに鑑み、町民の立場に立って常に公共事業等の適正な執行管理に努めなければならない。
- 3 町は、公共事業等の実施を通じて地域経済の発展、地域福祉の向上を図るとともに、公金の地元還元及 び雇用の場の確保に努めなければならない。

(事業者の責務)

- 第5条 事業者は、町と協力し公共事業等の実施によって地域経済の発展と地域福祉の向上に努めるととも に、社会的価値の向上に努めなければならない。
- 2 事業者は、公共事業等を実施した対価として支払われる公金の重要性に鑑み、その社会的責任を自覚し 事業を実施しなければならない。

(町民の責務)

- 第6条 町民は、自らの行動により社会的価値の向上に努めるものとする。
- 2 町民は、町が実施する公共事業等に協力するよう努めなければならない。
- 第7条 町は、公共事業等を行おうとする事業者に対し総合的な優位性を検証するための報告を求めることができる。

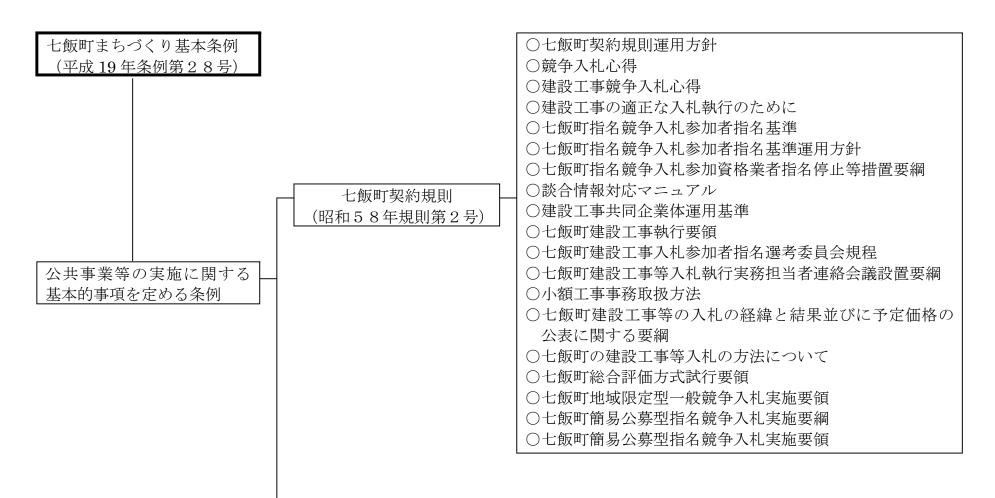
(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

《 関係条例、規則、要綱及び要領等の体系 》



七飯町補助金等交付規則(昭和52年規則第5号)